

特集

3

少額訴訟等 Q&A

赤松 茂 Akamatsu Shigeru 司法書士

2003年、司法書士登録(静岡県司法書士会所属)。共著『司法書士による被告事件の実務』(民事法研究会)、編集『詳細 登記六法』(きんざい)など多数。



消費者と事業者の間にトラブルが生じた際、案件によっては訴訟で解決を試みることを考えられます。しかし、通常の訴訟は多大な時間と費用、専門的な知識が不可欠となるため、消費者が提訴することは敷居が非常に高かったり、比較的金額が低いことから諦めてしまったりすることがあります。このような問題をある程度解決した訴訟制度に「小額訴訟」があります。しかし、多くの消費者にはあまり知られていないのが現状です。逆に、法律に精通した事業者から小額訴訟を提起されてしまい、消費者が困惑してしまうということもあるようです。

そこで、いざというときに備えて知っておきたい「小額訴訟」「民事調停」「支払督促」についてQ&A方式でまとめて、解説します。

Q① 少額訴訟とはどのような制度ですか

A

少額訴訟とは、一般市民が訴額に見合った経済的負担で迅速かつ効果的な解決を裁判所に求めることができるようにするための制度です。

原則として1期日で審理が終了することになっており、さらに証拠調べも即時に取り調べができるものに限られ、判決も原則として直ちに言い渡されるなど、裁判が迅速に進むよう工夫されています。

また通常の訴訟のように、弁論(主張)と証拠調べ(当事者本人尋問)とが明確に分けられていませんし、裁判所には手続きの教示義務も課されていますので、利用者に訴訟手続の知識がさほどなくても利用できます。

ですから紛争の額が少額だから泣き寝入りするしかないと思ってしまう前に、少額訴訟の利

用を検討するとよいでしょう。

少額訴訟にかかる実費は手数料として、訴額に応じて1,000円から6,000円程度を収入印紙で納めるほか、訴状等の送達費用としておおよそ5,000円前後を郵便切手で納めます。

Q② 少額訴訟を利用する場合、訴額の制限はありますか

A

少額訴訟の訴額の上限は60万円です。また、金銭の支払いを請求するものに限られます。ですから、100万円を請求するケースでは少額訴訟を利用できませんし、訴額が60万円以下であっても建物の明渡しを請求するケースでは利用できません。

ただしこの訴額には、遅延損害金等の附帯請求は含まれませんので、附帯請求を加えると60万円を超えるというケースには利用できます。

また、60万円以内の金銭請求として少額訴訟で訴えていたケースであっても、当事者間の話し合いで60万円を超える額の和解を成立させることも可能です。

なお少額訴訟の利用は、1年間のうちに同じ裁判所で10回までとなります。今までの利用回数はあらかじめ訴状に記載しなければなりません。

このように60万円以下の金銭を請求するケースであれば通常の訴訟のほか、少額訴訟を利用することができます。

Q3 どのような紛争が少額訴訟に向いていますか

A

書類等の証拠がそろっており、被告となる相手方も簡易迅速に紛争を解決することを望んでいるであろうと見込まれるケースなどが最も少額訴訟に向いていると考えられます。

具体的には、敷金返還請求訴訟、物損交通事故の損害賠償請求訴訟、賃金・解雇予告手当請求訴訟、売買代金請求訴訟、請負代金請求訴訟、マンション管理費請求訴訟、慰謝料請求訴訟などの紛争で少額訴訟が多く利用されており、これらの紛争類型は少額訴訟に向いているといえることができます。

ところで、相手方の住所等が分からない場合には、公示送達という手続きをすることになるのですが、公示送達をした事件は少額訴訟では審理できないことになっています。そのため、相手方の住所等が不明の場合には通常の訴訟を利用することになります。

一方、相手方が話し合いによる解決を強く望んでいると見込まれており、こちらもそれに応じる意向があるようなケースであれば、少額訴訟よりも民事調停が向いているといえます。

また、相手方がこちらの請求する内容を認めているものの、資力不足等で支払えないといったようなケースであれば、支払督促が向いているといえます。

Q4 通常の訴訟と異なる点は、どのようなところですか

A

原則として1期日で審理を終了させるために、以下のような工夫があります。

代表的な紛争類型について、チェック方式で記入できる少額訴訟用の定型書式の訴状を備えている裁判所もあります。

訴状とともに、書証などの証拠書類を提出することになります。少額訴訟では現場を検証することはできませんので、現場の状況を確認しなければならないような場合は、現場写真を添付します。また証人がいる場合、1回目の期日に同行することになりますので、訴状に証人を同行する予定である旨を記載しておくといでしょう。

Q5 どの裁判所に訴えればよいのですか

A

少額訴訟では、通常、被告となる相手方の住所を管轄する簡易裁判所、原告となる申立人の住所を管轄する簡易裁判所のいずれかに訴えることができます。また、手続き上は物損交通事故の損害賠償請求訴訟などでは、事故があった場所を管轄する簡易裁判所にも訴えることができますが、現場検証をすることのない少額訴訟においては、あまり考慮する必要はないでしょう。

被告の住所地を管轄する簡易裁判所と原告の

住所地を管轄する簡易裁判所が異なる場合、被告が法廷へ出頭する可能性を少しでも高めようと原告が考えるのであれば、被告の住所を管轄する簡易裁判所へ訴え、原告の出頭する手間暇を少しでも少なくしようと考えるのであれば、原告の住所を管轄する簡易裁判所に訴えることが多いと思われます。一方、民事調停は原則として相手方の住所を管轄する裁判所へ、支払督促は必ず相手方の住所を管轄する簡易裁判所に申し立てることになります。

Q6 どのように進むのですか

A

少額訴訟の訴状が受け付けられると、原則として30日以内の日付で、口頭弁論期日が指定されます。この口頭弁論は、通常の訴訟で用いる法廷ではなく、ラウンドテーブルという円卓で行われることが多いようです。

少額訴訟として訴えても、被告の申述により、通常の訴訟手続に移行することもありますので、必ず少額訴訟として手続きが進むとは限りません。

被告が欠席した場合であっても、被告が原告の請求を認めているような場合には、和解に代わる決定がされることがありますし、被告の事情によっては分割払い等を命ずる判決が言い渡されることもあります。

この分割払い等を命ずる判決は少額訴訟特有の制度で、本来であれば一括払いしなければならないようなケースであっても期限の利益が付与されるわけですから、被告にとっても有利な側面をもつ制度です。

これらを含め、判決は原則として口頭弁論最終後直ちに言い渡されます。

このように、通常の訴訟に比べ簡単な手続き

で審理が迅速に終了するようになっています。

Q7 判決に不服があった場合は、どうすればよいのですか

A

通常の訴訟であれば、判決に不服があった場合は、控訴、上告をすることができます。このとき簡易裁判所が第一審であれば、地方裁判所、高等裁判所と裁判所も変わります。

一方、少額訴訟では判決に不服があった場合に、控訴を(もちろん上告も)することができません。代わりに、異議を申し立てることになります。

少額訴訟は簡易裁判所の限りで解決する制度ですので、異議の後は簡易裁判所において通常の訴訟として審理されます。この訴訟には期日の回数や証拠調べの制限はありません。

この異議後の訴訟の判決に対しても控訴をすることはできません。

少額訴訟を利用する際には、こういった不服申立ての制限についても理解しておきましょう。

Q8 判決等に基づいて強制執行したい場合は、どうすればよいのですか

A

通常の訴訟と同様、地方裁判所等に強制執行を申し立てることもできますが、金銭債権に対しての強制執行であれば、その確定判決等をした簡易裁判所の裁判所書記官に申し立てることもできます。

つまり、地方裁判所が遠くにあるような場合にはわざわざ遠くの地方裁判所にまで行くことなく、少額訴訟をした最寄りの簡易裁判所で強制

執行を申し立てることができるということです。

また、通常の訴訟の判決に基づく強制執行であれば執行文の付与という手続きが別途必要なのですが、少額訴訟判決正本に基づいて強制執行する場合にはこのような手続きも不要です。ただし、少額訴訟であっても和解調書正本や和解に代わる決定正本に基づく場合には原則どおり執行文の付与が必要になります。

なお、少額訴訟判決に対して異議が出された後に移行した訴訟の判決に基づく強制執行も、簡易裁判所書記官に対して申し立てることができます。しかし、口頭弁論までの間に被告の申述によって通常の訴訟に移行した場合の判決に基づく強制執行は、簡易裁判所書記官に対して申し立てることができません。

Q9 訴えられてしまった場合には、 どのように対処すれば よいのですか

A

少額訴訟として訴えられてしまった場合、簡易裁判所から訴状、期日呼出状、手続説明書面などの書類が届きます。訴えに応じる場合、口頭弁論の期日までに、答弁書と証拠書類を裁判所に郵送または直接持参して提出することになります。そして口頭弁論の期日に裁判所に出頭し、審理を行います。

少額訴訟の被告は、最初の口頭弁論の期日で弁論するまでであれば、通常の訴訟手続へ移行させることができます。そのため少額訴訟として訴えられてしまったときは、まずは少額訴訟のままで進めるか、通常の訴訟として審理することを求めるのかを決めなければなりません。

少額訴訟のままでは反訴をすることができませんし、証拠調べにも制限があります。つまり、反訴すべき権利を有していたり、時間をかけて

証拠調べをする必要があったりする場合には、通常の訴訟に移行させることになるでしょう。

また、判決となっても控訴できませんので、上級審での審理を求める可能性が見込まれる場合にも通常の訴訟に移行させたほうがよいといえます。

このような事情がなければ、より簡易迅速に紛争を解決するために少額訴訟として応じることが多いと思われます。もっとも少額訴訟は1期日審理ですので、被告も最初の口頭弁論の期日にすべての言い分と証拠を提出しなければならないことに留意しておきましょう。

なお、少額訴訟や支払督促といった裁判手続は、裁判所からの書面を受領した後、何の対応もせず放置してしまうとその書面に書かれている請求が認められてしまいます。

このような特徴を利用して、悪質な業者からあたかも裁判所からの書面であるかのように見せかけた架空請求や不当請求がされるケースがあるようです。

こういった被害にあわないために、裁判所が差出人であるかのような書面を受領した場合には、電話帳などで裁判所の連絡先が正しいものであるのか確認してから、裁判所に電話するようにしましょう。

